

○木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱

令和4年3月23日告示第71号

改正

令和7年2月10日告示30号

木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地震等による危険ブロック塀等の倒壊から市民の生命及び財産を守るとともに、震災に強いまちづくりを推進するため、危険ブロック塀等の安全対策を行う者に対し、予算の範囲内において、木更津市補助金等交付規則（昭和45年木更津市規則第21号）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、組積造の塀その他これらに類する塀（基礎を含む。）をいう。
- (2) 道路等 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 通学路（市内小学校の学校長が通学のための道として指定したものをいう。）
 - イ 避難路（木更津市耐震改修促進計画第5、2の避難路をいう。）
 - ウ 緊急輸送道路（木更津市地域防災計画第2編第3章第7節4の緊急輸送道路をいう。）
- (3) 危険ブロック塀等 市内に存するブロック塀等で、道路等からの高さが0.6メートルを超えかつ道路境界線までの水平距離以上のもので、市長が危険と判断したものをいう。
- (4) 安全対策 市長が安全と認めるもので、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 敷地内にある危険ブロック塀等の地盤面からの高さを0.6メートル以下に減じる行為（以下「撤去」という。）
 - イ 撤去に付随して、新たにフェンスを設置する行為

(補助対象事業)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、道路等に面した危険ブロック塀等の安全対策を行うものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、道路等

に面した危険ブロック塀等を所有している個人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 本市の市税を滞納している者
- (2) 本市の他の要綱等の適用を受け、市の負担により危険ブロック塀等の撤去を行う者
- (3) 自己所有の危険ブロック塀等の安全対策を自ら施工する者
- (4) 木更津市暴力団排除条例(平成24年条例第5号)第2条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等及び同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者
- (5) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている者
- (6) その他市長が不相当と認める者

2 前項前段の規定にかかわらず、当該危険ブロック塀等の所有者と補助対象事業に要する費用を負担しようとする者と異なる場合は、当該費用を負担しようとする者が当該所有者の親族である場合に限り、補助対象者とみなす。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(事前相談)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の交付申請をする前に事前相談依頼書(別記第1号様式)を市長に提出し、危険ブロック塀等であることの確認を受けなければならない。

2 市長は、前項の書類が提出された時は、ブロック塀等点検チェック表(別記第2号様式)で現地調査を行い、危険ブロック塀等に該当するか否かを判定し、ブロック塀等点検結果通知書(別記第3号様式、別記第3号様式の2)により補助対象者に通知するものとする。

(交付の申請)

第7条 前条第2項の規定により危険ブロック塀等に該当する旨の通知を受けた補助対象者が補助金の交付を申請する場合は、木更津市危険ブロック等安全対策事業補助金交付申請書(別記第4号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) ブロック塀等点検結果通知書の写し
- (2) 危険ブロック塀等に関する図面(別記第5号様式)
- (3) 施工前の危険ブロック塀等の全体のカラー写真で正面及び裏面が分かるもの
- (4) 市税完納証明書

- (5) 危険ブロック塀等の所有を証するもの
- (6) 補助対象事業に要する経費の総額の見積書の写し
- (7) 申請する者が第4条第2項の規定に該当する場合にあっては、申請する者の住民票の写し及び申請する者が所有者の親族であることを証する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類
(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）が、当該決定を受けた補助対象事業の内容を変更又は中止するときは、速やかに木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金（変更・中止）承認申請書（別記第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、当該変更に係る事業に着手する前に、市長に申請しなければならない。

- (1) 第7条各号に掲げる添付書類のうち、変更に係る書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときには、当該申請内容を審査し、速やかにその決定の内容を木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金（変更・中止）承認通知書（別記第8号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該補助対象事業が完了したときは、木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金実績報告書（別記第9号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 施工中と施工完了が分かるカラー写真
- (2) 工事報告書（別記第10号様式）
- (3) 処分報告書（別記第11号様式）
- (4) 補助対象事業に係る契約書の写し
- (5) 補助対象事業に要した経費の総額の領収証の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日から30日以内又は当該年度

の1月末日（閉庁日の場合はその翌日）のいずれか早い日までとする。

（額の確定）

第11条 市長は、前条第1項の規定により報告された内容に不備がない場合は、補助金の額を確定し、木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金額確定通知書（別記第12号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付請求書（別記第13号様式）により市長に請求しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により、補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) この要綱に違反したとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めたとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付決定取消通知書（別記第14号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条第2項の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業者が既に補助金の交付を受けているときは、木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金返還命令書（別記第15号様式）により、当該取り消しに係る補助事業者に対し、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

（代理受領）

第15条 市長は、補助事業者の利便性を考慮し、補助事業者が補助金の受領について補助事業を施工した者（以下「施工業者」という。）に委任した場合、補助事業者に代わり施工業者に補助金を支払うことができる。

2 補助事業者が、補助金の受領を施工業者に委任するときは、第10条に規定する実績報告書を提出する前までに、木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金代理受領届出書兼委任状（別記第16号様式）を提出しなければならない。

3 補助事業者が前項に規定する委任を取りやめるときは、第10条に規定する実績報告書

を提出する前までに、木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金代理受領届出取りやめ届（別記第17号様式）を市長に提出しなければならない。

- 4 補助事業者は、施工業者に補助金の受領を委任した補助対象事業が完了したときは、第10条第1項第5号に規定する領収書の写しに代えて、補助事業に要した事業費から補助金を差し引いた額の領収書の写しを実績報告書に添付しなければならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和 年 月 日告示 号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条）

工事	補助金の額（一敷地あたり、千円未満の端数については切り捨てるものとする。）
撤去	次のいずれかのうち最も少ない額 (1) 撤去に係る費用の3分の2 (2) 撤去する危険ブロック塀等の長さ1メートルあたり15,000円を乗じて得た額 (3) 100,000円（撤去する危険ブロック塀等の長さの合計が20メートル以上の場合、150,000円）
撤去到付随してフェンスを設置	次のいずれかのうち最も少ない額 (1) 撤去及びフェンスの設置に係る費用の3分の2 (2) 撤去する危険ブロック塀等の長さ1メートルあたり15,000円を乗じて得た額と設置するフェンスの長さ1メートルあたり15,000円を乗じて得た額の合計 (3) 200,000円（撤去する危険ブロック塀等の長さの合計が20メートル以上の場合、300,000円）

第1号様式（第6条第1項）

事前相談依頼書

年 月 日

木更津市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第2条第3号に規定する危険ブロック塀等に該当するか否かの確認を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて依頼します。

ブロック塀等の概要	所在地	木更津市		
	所有形態	<input type="checkbox"/> 単独 <input type="checkbox"/> 共有（ 人）		
	高さ	m	長さ	m
	築造年代	<input type="checkbox"/> 年 月築造 <input type="checkbox"/> 不明		
	面する道路	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第 項第 号 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

※該当する口に✓を記入してください。

【添付書類】

- ・案内図（相談の場所が分かる地図等）
- ・配置図（相談対象となるブロック塀等の敷地に対する配置）

ブロック塀等点検チェック表

確認日： 年 月 日

確認項目	基 準	確認結果
□共通（「いいえ」の場合は補助対象外）		
1	道路からの高さ 道路等からの高さが0.6mを超えかつ道路境界線までの水平距離以上である。 (高さH= m)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
延長長さ L = + + + + = m		
□コンクリートブロック造（「いいえ」が1以上あれば危険と判断する。）		
1	地盤面からの高さ 地盤から2.2m以下であること。 (高さH= m)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2	厚 さ 10cm以上であること。ただし、高さが2mを超え、2.2m以下の場合は、15cm以上であること。(厚さt= cm)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3	控 壁 【塀の高さが1.2mを超える場合に限り確認】 塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控壁があること。 (控壁 m以下)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4	基 礎 コンクリートの基礎があること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5	健全性 傾きやひび割れなどがないこと。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
6	鉄 筋 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cmの間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋にそれぞれかぎ掛けされていること。(縦 cm 横 cm頂部)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 不明
7	根入れ 【塀の高さが1.2mを超える場合に限り確認】 基礎の根入れ深さは30cm以上あること。 (厚さt= cm)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 不明
□組積造（「いいえ」が1以上あれば危険と判断する。）		
1	高 さ 地盤から1.2m以下であること。 (高さH= m)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2	厚 さ 塀の高さの10分の1以上の厚さがあること。 (厚さt= cm)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3	控 壁 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控壁があること。 (控壁 m以下)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4	基 礎 コンクリート基礎があること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5	健全性 傾きやひび割れなどがないこと。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
6	根入れ 基礎の根入れ深さは20cm以上あること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 不明

※この様式は、平成30年6月21日付け国住指第1130号において通知された「ブロック塀等の点検のチェックポイント」を基に作成しています。既存不適格の判断は表面参照

(表面)

既存不適格一覧表

コンクリートブロック造（基準制定 昭和46年1月1日）		
1	地盤面からの高さ	地盤から <u>2.2m以下</u> であること。（現行） 3. 0m以下（昭和46年1月1日～昭和56年5月31日） 2. 2m以下（昭和56年6月1日～現在有効）
2	厚さ	10cm以上であること。ただし、高さが2mを超え、2.2m以下の場合は、15cm以上であること。（昭和46年1月1日～現在有効）
3	控壁	【塀の高さが1.2mを超える場合に限り確認】 塀の長さ <u>3.4m以下</u> ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控壁があること。 3. 2m以下（昭和46年1月1日～昭和56年5月31日） 3. 4m以下（昭和56年6月1日～現在有効）
4	基礎	コンクリートの基礎があること。（昭和46年1月1日～現在有効）
5	健全性	傾きやひび割れなどがないこと。
6	鉄筋	塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cmの間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋にそれぞれかぎ掛けされていること （昭和46年1月1日～現在有効）
7	根入れ	【塀の高さが1.2mを超える場合に限り確認】 基礎の根入れ深さは30cm以上あること。（昭和46年1月1日～現在有効）
組積造（基準制定 昭和25年11月23日）		
1	高さ	地盤から <u>1.2m以下</u> であること。（現行） 3. 0m以下（昭和25年11月23日～昭和45年12月31日） 2. 0m以下（昭和46年1月1日～昭和56年5月31日） 1. 2m以下（昭和56年6月1日～現在有効）
2	厚さ	塀の高さの10分の1以上の厚さがあること。（昭和25年11月23日～現在有効）
3	控壁	塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控壁があること。 （昭和25年11月23日～現在有効）
4	基礎	コンクリート基礎があること。（昭和46年1月1日新設～現在有効）
5	健全性	傾きやひび割れなどがないこと。
6	根入れ	基礎の根入れ深さは20cm以上あること。（昭和46年1月1日新設～現在有効）

第4号様式（第7条）

木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付申請書

年 月 日

木更津市長 様

住 所
申請者
氏 名

木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金の交付を受けたいので、木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

事業実施場所	木更津市			
補助対象事業の額 ※1	事業費 円	内訳		補助額 円
		撤去費用 円	新設費用 円	
予 定 工 期	年 月 日 ~ 年 月 日			

※1：「補助対象事業の額」は記入前のご相談ください。

【添付書類】

- 1 ブロック塀等点検結果通知書の写し
- 2 危険ブロック塀等に関する図面（第5号様式）
- 3 施工前の危険ブロック塀等の全体のカラー写真で正面及び裏面が分かるもの
- 4 市税完納証明書
- 5 危険ブロック塀等の所有を証するもの
- 6 補助対象事業に要する経費の総額の見積書の写し
- 7 申請するものが第4条第2項の規定に該当する場合にあっては、申請する者の住民票の写し及び申請する者が所有者の親族であることを証する書類
- 8 その他、市長が必要と認める書類

第5号様式（第7条）

<p>配置図</p> <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>凡例</p> <p>道路</p> <p>敷地境界線</p> <p>ブロック塀等</p> <p>撤去する敷面</p>  </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">※道路等に面する部分で、塀を部分的に残す場合は、残す部分を明示してください。</p>	
<p>図面（立面図 断面図）</p>	
<p>工事の種類</p>	<p>撤去 ・ 撤去に付随してフェンス設置</p>
<p>一部撤去若しくは撤去に伴ってフェンス設置をする場合</p>	<p>□地震に対して安全な構造となることを確認します。 添付書類：各図面（撤去、新設）で設置部分を含めた断面形状が分かるもの</p>
<p>申請者</p> <p>住所</p> <p>氏名</p>	<p>施工者</p> <p>住所</p> <p>会社名</p> <p>代表者名</p>

住所
氏名

木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金の交付の可否について、下記のとおり決定したので木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

年 月 日

木更津市長 印

記

事業実施場所	木更津市
補助金	交付 ・ 不交付
交付決定額	
不交付の理由	

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日に翌日から起算して3月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表するものは市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取り消しの訴えを提起することができます。

第7号様式（第9条第1項）

木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金（変更・中止）承認申請書

年 月 日

木更津市長 様

住 所
申請者
氏 名

年 月 日付け木更津市指令第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
木更津市危険ブロック塀等安全対策事業について、変更・中止したいので木更津市危険ブロック
塀等安全対策事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

指 令 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	木更津市指令第 号
事 業 実 施 場 所	木更津市
変 更 の 内 容 (変更の場合)	(変更前)
	(変更後)
変 更 又 は 中 止 の 理 由	
変 更 又 は 中 止 年 月 日	年 月 日 (予定)
添 付 書 類	※「木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付申請書」の添付書類に変更がある場合は、変更した書類を添付してください。

第8号様式（第9条第2項）

木更津市指令第 号

住所
氏名

木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金（変更・中止）承認通知書

年 月 日付けで 変更・中止 申請のあった木更津市危険ブロック塀等安全対策事業について、下記のとおり承認したので木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

年 月 日

木更津市長

記

指 令 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	木更津市指令第 号
事 業 実 施 場 所	木更津市
決 定 の 内 容	<input type="checkbox"/> 変更を承認する
	(変更前)
	(変更後)
	<input type="checkbox"/> 中止を承認する
	<input type="checkbox"/> 承認しない
決 定 の 理 由	

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日に翌日から起算して3月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表するものは市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取り消しの訴えを提起することができます。

第9号様式（第10条第1項）

木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金実績報告書

年 月 日

木更津市長 様

住 所
申請者
氏 名

年 月 日付け木更津市指令第 号で補助金の交付の決定の通知を受けた木更津市危険ブロック塀等安全対策事業について、事業が完了したので、木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

事業実施場所	木更津市
交付決定額	円
事業期間	着手日 年 月 日
	完了日 年 月 日
添付書類	1 施工中と施工完了が分かるカラー写真 2 工事報告書（第10号様式） 3 処分報告書（第11号様式） 4 補助対象事業に係る契約書の写し 5 補助対象事業に要した経費の総額の領収証の写し

第 10 号様式（第 10 条第 1 項）

工事報告書

年 月 日

木更津市長 様

申請者	住 所
	氏 名
	住 所
施工業者	会 社 名
	代表者氏名

年 月 日付け木更津市指令第 号により木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付決定通知のあった危険ブロック塀等安全対策の事業において、工事後のブロック塀等（フェンスを設置した場合はフェンスも含む。）を適法かつ、地震に対して安全な構造となるよう施工したことを報告します。

第 11 号様式（第 10 条第 1 項）

処分報告書

年 月 日

木更津市長 様

甲 請 者	住 所
	氏 名
	住 所
施 工 業 者	会 社 名
	代 表 者 氏 名

年 月 日付け木更津市指令第 号により木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付決定通知のあった危険ブロック塀等安全対策の事業において、発生した廢材の処分について、適正に処分したので報告します。

第 12 号様式 (第 11 条)

木更津市達第 号

住所
氏名

木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金について、下記のとおり交付額を確定したので、木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

年 月 日

木更津市長

記

指 令 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	木更津市指令第 号
事 業 実 施 場 所	木更津市
交 付 決 定 額	円
交 付 確 定 額	円

第13号様式（第12条）

木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付請求書

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住 所
氏 名 印

年 月 日付け木更津市達第 号で交付額の確定の通知のあった木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金について、木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 交付請求額 円
2 振込指定口座

金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	店名	本店 支店 支所 出張所
預金種別	普通・当座・貯蓄（該当するものに○をつけてください）		
口座番号			
口座名義人	フリガナ		
	氏 名		

第 14 号様式（第 13 条第 2 項）

木更津市指令第 号

住所
氏名

木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け木更津市指令第 号で補助金の交付の決定をした木更津市危険ブロック塀等安全対策事業について、下記の理由により交付決定の全部（一部）を取り消したので、木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第 13 条第 2 項の規定により下記のとおり通知します。

年 月 日

木更津市長

記

事業実施場所	木更津市
対象ブロック塀等の構造	
補助金の交付決定を取り消した内容	
決定の理由	

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日に翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表するものは市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取り消しの訴えを提起することができます。

第 15 号様式 (第 14 条)

木更津市達第 号

住所

氏名

木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金返還命令書

年 月 日付け木更津市達第 号をもって交付した木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金について、木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第 14 条の規定により下記のとおり交付した補助金の返還を命じます。

年 月 日

木更津市長

記

- 1 事業実施場所 木更津市
- 2 ブロック塀等の構造 造
- 3 返還金額 円
- 4 返還期限 年 月 日
- 5 返還理由

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 16号様式（第15条第 2項）

木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金代理受領届出書兼委任状

年 月 日

木更津市長 様

甲 請 者 住 所
氏 名 印

木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金の受領について、木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第 15 条第 2 項の規定により下記の事業者に委任する予定であることを届出ます。

記

事業実施場所	木更津市	
事業費総額	円	
交付申請額	円	
事業者に関する こと	住所	
	事業者名	
	代表者氏名	
	電話番号	

委任状

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住 所
氏 名 印

私は、木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金 円について、下
記の者に受領の権限を委任します。

記

(受任者)

住所

氏名

印

振込先

金融機関

本・支店名

預金種別

普通 ・ 当座 ・ 貯蓄

口座番号

(フリガナ)

口座名義

第17号様式（第15条第3項）

木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金代理受領届出取りやめの届

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住 所
氏 名 印

木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金の受領について、以下の理由により 年
月 日付けて届け出た代理受領届出書を取りやめますので、木更津市危険ブロック塀等
安全対策事業補助金交付要綱第15条第3項の規定により届け出ます。

記

事業実施場所	木更津市	
事業費総額	円	
交付申請額	円	
事業者に関する こと	住所	
	事業者名	
	代表者氏名	
	電話番号	
取りやめの理由		